

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷二十第

## 論說

戰時戦後に於ける獨逸税制變革……………法學博士 小川郷太郎

地方税としての所得税の重要……………法學博士 神戸 正雄

勞賃と勞働生産力との關係……………法學博士 田島 錦治

文明史に關する論争……………法學博士 財部 靜治

植民地の財政政策に就きて(四)……………法學博士 山本美越乃

## 時論

常平倉運用の標準……………法學博士 戸田 海市

## 說苑

京城六矣塵に就いて……………經濟學士 黒 正 巖

## 雜錄

史的唯物論略解……………法學博士 河 上 肇

富といふ支那字に就て……………法學博士 河 上 肇

新著紹介……………法學士 本庄榮治郎

## 勞賃の經濟的及ひ道德的性質 (五)

田 島 錦 治

### 第七節 勞賃と勞働生産力との關係

余は本節に於て前諸節に論述したる所を補説し、一先つ本論文を畢らむと欲す。

前節に説明したる限界生産力の學説は收穫遞減法則を前提と爲し、此法則が啻に土地に於てのみならず、資本又は勞働にも亦行はるゝものなるを説く。此點は未だ謬れりと爲さす。然れども土地又は資本の量か同一に止まり、勞働の量のみか増加したる場合に於て、此増加か或點を越ゆるときは、土地又は資本の各單位の生産力は依然増加すれども、勞働單位の生産力は減少し、從て地代又は利子の率は高まれども、勞賃の率は下ると爲すは果して正當なりや否や。余の考にては、土地又は資本の生産力は決して勞働を離れて存するものに非ず、故に或一定の土地に於ける農産物又は或工場に於ける工産物の價額に就て、其何れの部分は土地又は資本の生産力に歸し、他の何れの部分か獨り勞働の生産力に歸すへきかを正確に測定するは不可能なりと謂ふべきなり。又余の見る所を以てすれば、土地又は資本の量か同一に止まり、獨り勞働の量のみ増加せる

とき、所謂收穫遞減が行はれたりとすれば、是は各労働者の生産力の減少に由るに非ずして、實は土地又は資本の生産力の増加(否寧ろ其停留)か労働の生産力の増加に伴はさるに由ると謂ふべきなり。詳言すれば、若し一定の面積の田地に於て、之に投入する資本及び労働の増加か竟に收穫遞減を來したりとすれば、これは増加したる資本及び労働の生産力の減退したるか爲に非ずして、土地の生産力(而かも資本及び労働に由りて始めて發揮し得べき生産力)か、資本及び労働の生産力の増加に伴はさるに由ると謂ふべきなり。工業に就て見るも亦同様なり。或る工業に於て其使用する土地及び資本の量は同一に止まり、獨り労働者の數のみ増加したる場合に於て、所謂收穫遞減が行はれたりとすれば、これは増加したる労働の各單位の生産力の減退したるか爲に非ずして、土地及び資本の生産力(實は共に労働に由り始めて發揮し得べき生産力)か、労働の生産力の増加に伴はさるに由ると謂ふべきなり。果して然らば收穫遞減の行はるゝ如何なる場合に就て見るも、此法則は労働の主的生産力に對して他の生産要素即ち資本又は土地の從的生産力か同一の步調を取らざる場合に行はるゝものと謂ふべきなり。

蓋し實際に於て文明國の地代が著るしく昂騰して、地主の所得を増加し、又は人口過剰なる地方に於て勞賃が甚しく低落して、労働者の所得を減少し、利子の率は騰貴して資本主の所得を増加すること、恰も余か前節に掲げたる「カーヴァー」氏の表に示す如きあり。而して斯の如き場合

に於て「カーヴァー」氏等は労働の生産力の減退に對して土地又は資本の生産力の増加ありしもの如く論斷すれども、余の見る所を以てすれば、此論斷は財貨の生産と其分配とを混同せるより起れる謬説たるに似たり。抑も一の土地の地代の増加するは、必ずしも其生産力の増加に因らずして、寧ろ生産力増加の困難なるか爲なりとす。此點は苟も「リカード」の地代説を讀む者の皆熟知する所なるを以て今亦贅せず。蓋し土地又は資本の量か同一に止まり、獨り労働者の數のみか増加せる場合に於て、其生産總額中より地主か地代として受くる部分、又は資本主か利子として受くる部分は増加するに反し、各労働者が勞賃として受くる分前の減少することあるは、必ずしも生産力か土地又は資本の方面に於て増加し、労働の方面に於て減少したるか爲に非ずして、現世の土地資本の所有權を認むる法制、及び自由競争を原則とする經濟事情の下に於て、財貨の分配か前述の如き場合に於ては、地主又は資本主に取り有利にして、労働者に不利なるが爲なりとす。

以上述べたる所及び第六節の尾に説きし所に由りて、謂ゆる限界生産力説の首肯し難き理由を明かにしたりと信す。請ふ更に第五節に説明したる勞賃の最大點及び最小點に就て、再び論歩を進むることを得せしめよ。

願ふに現時の社會に於て、一般労働者が正常的に勞賃として受くる額は、第五節に説明したる

如く、其生活基準を最小限度とし、其勞働の結果なる生産價值(約言すれば勞働生産力)を最大限度として、勞働者對企業者の契約上の威勢及び相互の報恩的思想の大小(其他複雑瑣細なる社會的諸事情)に従ひて此兩限度の間を動搖すべきなり。余は既に第五節に於て何故に此兩限度あるかの理由を説明し置きたりと信するか故に、茲には先づ何故に此兩限度に常に間隔あるかを説明し、次に此間隔は如何にして廣まり、又は狹まるものなりやを論せんと欲す。

第一 勞賃の最小點即ち生活基準と其最大點即ち勞働生産力との間に通常間隔ある理由は、凡そ正常的勞働者か其正常的勞働を續行するに於ては、其正常的結果たる財の生産總額は、必ず彼の現在の生活基準を維持するに足るより以上なるへしとなり。何となれば若し正常的勞働の正常的生産額が現在の生活基準を辛ふして維持するに足るのみならば、社會の進歩人類の發達は成し遂げられされはなり。固より多數の人類の中には懶惰廢疾又は常習的犯罪等に由る不生産的の者もあるへく、又は幼少老衰等の爲に一生中の或期間は生産不能なる人もこれありと雖も、概して言へば人は其消費するよりは多くを生産する性能を有し、且古來之を實行し來りしは、實際社會の進歩及び人類の發達に徴して明白なりとす。個人に就て見れば、生産するより多く消費する人は、他人の扶助に依らされは決して生存を完ふする能はさるへく。國民又は社會に就て見れば、奢侈遊惰懦弱腐敗に傾ける國民又は社會は遂に衰亡敗滅の慘禍に陥るを免かれず。希臘羅馬西

班牙等古來の歴史は之を明證して餘あり。斯の如きは個人として正常的勞働を續行せず、又國民としては概して正常的勞働者に非ず、宜なり其正常的結果たる財貨の餘剩を得ざることを。余故に曰く、現時の文明國民中の大多數を占むる正常的勞働者か、其正常的勞働を續行するに於ては、其正常的結果たる財の生産總額又は其價值は彼等の現在の生活基準を維持する費用を支辨して尙は餘剩あるものなりと。此餘剩即ち餘剩價值は「マルクス」氏等社會主義者の謂はゆる餘剩價值と同しからず、何となれば彼等は總ての餘剩價值は資本主の有に歸すとせよとも、余輩は勞働者對雇主の懸引威勢の如何、及び兩者の報恩的思想の大小に應じて、或は多く又は全く勞働者の有に歸し、或は多く又は全く雇主の有に歸することを主張するものなればなり。且「マルクス」等は「リカード」氏の勞賃鐵則を奪胎し、勞賃を以て勞働力の生産費、即ち勞働者の現在員數を維持するに要する最小生活費なりと爲し、而して通常の勞働者か一日五時間働くときは此最小生活費に該當する生産を爲し得るならば、若し彼は資本主の爲に十時間働きて、最小生活費に該當する勞賃のみを得るときは、後の五時間の勞働は過剩勞働即ち無償勞働にして、其結果たる生産價值は即ち餘剩價值にして、資本主の奪取に歸するものなり、而して若し彼か一日十五時間働くならば、十時間の無償勞働を爲し、之に相當する餘剩價值は資本主の有に歸すと爲す者なり。彼等の謂ゆる最小生活費と、余輩の謂ゆる生活基準とは譬へは水と茶との如く、鹽と醬油との如く、菓

遊と蒲團との如く既に著るしき差異あるは余の第三節及び第五節に説述したる所に依りて明白なり。余は本論に於ては社會主義を批評するを目的とせず、唯茲には余の謂ゆる餘剩價値を社會主義の所説と混同する莫らむことを讀者に注意したるに止まる。

第二。勞賃の最小點たる勞働者の生活基準と其最大點たる勞働生産力との間隔は如何にして廣まり、又は狹まるものなりや。此問題に答ふる爲には雇主並に勞働者の二方面に就き種々の場合に分ちて説明するを要す。

此兩端の間隔は甚た弾力性に富み、近つきては離れ、離れては又近つき、而して勞賃は其間を輾轉移動す。

第一。今若し實際の勞賃が最小點に近くして、最大點への距離甚た遠く、且勞働者之を自覺したる場合ありとすれば、彼は必ず(1)正常的勞働の質又は量を低下し、生産力を故意に減縮するか、又は(2)勞賃の増加を要求するか、二途何れかの一に出づるならむ。前場合には、往々怠業を惹起し、後場合には往々同盟罷業を伴ふものなり。

(1)の場合には最大點か下りて最小點に近つき、又實際の勞賃に近づくものとす。而して此場合に雇主は事情の許す限りは、成るべく勞賃を低減して、生産力減縮の罅隙を埋めむと勉むべく、若し彼が勞賃を最小點まで低減するを得たるときは、勞賃と最大點との間隔は一旦近つきて又離れ

たるものと謂ふべきなり。

(2)の場合即ち勞賃が最小點に近く、最大點に遠きか爲に、勞働者か勞賃の増加を要求したる場合に就て之を見るに、元來勞働の生産力に相當する勞賃を支給するは、道德上正當にして、且雇主の私經濟上に於ても之か爲めに損失を蒙むるべきに非ず。故に若し雇主にして其利己心に並行せる德義心を有する者ならむか、必ず此要求の全部又は一部を容るゝならむ。果して然らば勞賃は其始め最小點に近かりしより移動して最大點に近づき又は之に達したるものと謂ふべきなり。

第二。今若し實際の勞賃が最大點に近くして、最小點への距離甚だ遠く、且雇主か之を容認したること前段の末に述べたる如くなるときは、勞働者は其勞賃の其生活基準を著しく超ゆる餘剰を如何に處置するかといふに、彼は(a)新に貯蓄を爲し、又は從來の貯蓄額を増加し、又は(b)衣食住其他享受方便の費額を増加して、即時及び將來の生活基準を高むるか、然らざれば、(c)早婚多産に由りて、將來同業者の數を増加し、従ひて勞賃率を低下し、一旦高めたる、又は高めむとしたりる生活基準は、啻に之を高むるを得ざるのみならず、更に之を下げざるを得ざるに至ることあるへし。

(a)の場合に於ては、勞働者は當分は現在の生活基準を守るべきも、貯蓄に由りて將來永續的に利子に由る所得を増加するか故に、他の事情が同一ならば、彼は此増加せる所得の全部又は其一



部を其現在の生活基準の昂上に供するを得、又供するなるへし。果して然らば、彼は從來彼の勞賃并に其最大點に遠さかりし最小點を上進せしめて此等に接近せしめたるものと謂ふべきなり。

(b)の場合に就て見るも(a)と同しく勞賃并に勞働生産力に遠さかりし生活基準を上進せしむるものなれども、其異なる要點はこれは一層急劇的にして、同時に稍不確實なること是なり。何となれば、(a)の場合に於ては、貯蓄より生ずる利子の全部又は其一部を以て生活基準を高むるものなるか故に、其確實にして永續的なるも固より論を跋たすと雖も、(b)の場合は勞賃の現在生活基準を越ゆる餘剰を以て直ちに生活基準の昂上に費消するものなるか故に、一朝不時の事變に遭遇すれば、直ちに一旦昂上したる基準を再び低下せざるを得ざることあるへければなり。

(c)の場合は(a)(b)の二場合と正反對にして、最大點に近かりし勞賃が降りて最小點に向ひ、又は之より以下に降らむとする虞ある場合なりとす。

以上叙述せる各場合を再審するに、望ましき場合と然らざる場合とあるを見るへし。即ち第一の(1)は生産力の低下なり、第二の(2)は生活基準の低下なり。生産力の低下は更に勞賃並に生活基準を惹起すること有るへく、生活基準の低下は又生産力の減退及び勞賃低下の原因と爲ることあるへし。故に此二場合は成るへく之を避くるを要す。次に其他の諸場合、即ち第一の(1)第二の(a)及び(b)は共に望ましき場合といふを得へし、然れども勞働者の覺悟及び措置の如何に由りては彼

の受くる利益並ひに其社會に及ぼす影響に少なからざる差等あるへし。蓋し國民にして義勇奉公の念強く、勤勉節儉の行堅ければ、其社會の爲に生産する所は必ず多大にして、自己の爲に消費する所は僅少ならざる可からず。果して然らば、一般労働者の生産力は比較的大にして其生活基準は比較的小なる可し。斯の如き労働者か前掲第一の(2)の場合に於ける如く、其生産力に略相當する勞賃を得たりとすれば、勞賃と生活基準との差は甚大なるへく、而して彼は此餘剩を如何に措置するやといふに、彼は必ず其全部又は一部を以て第二の(a)の場合の如く貯蓄に充つるならむ。而して彼は(b)の場合の如く直ちに此餘剩を彼の生活基準の昂上に向て消費すること無きやといふに、若し彼にして果して義勇奉公の念強き人ならば、此餘剩の一部を物質的よりは寧ろ精神的な生活基準の昂上に向て支出するなるへし。例へば美衣美食を買ふ代りに、有益なる書籍を買ひ、講筵に出席し、武術を修むるの類は是なり。其他公益事業に投資し、納稅義務を一層完全に履行するが如きも亦之に屬す。上述の如くなるときは暫時的又は物質的に觀たる労働者の生活基準は低位に止まれども、巨久的又は精神的に觀たる生活基準は漸く進みて、勞賃並に其生産力に接近しつつあるものと謂ふへく、而して斯の如き生活基準の昂上は更に益々彼の生産力を増進せしめて、勞賃を一層上進せしむる原因たるは毫も疑を容れざるなり。

以上述べたる所を一括するに、勞賃の最大點たる生産力と其最小點たる生活基準との間隔は常

に伸縮して、勞賃も亦之に伴ふて動搖するを常とす。而して此等の種々の場合中に就て最も望しきは、勞賃が生産力に一致し、此等と現在の生活基準との間に大なる餘剰あり、而して此餘剰は將來の生活基準を物質的よりは寧ろ精神的に一層多く昂上する手段に供せられ、斯くして昂上せる生活基準は更に生産力を高めて、其結果として勞賃を一層高むるか如き場合なりとす。

以上は重に勞働者の側に就て説明したるか、驟て雇主の側に就て考察するの要あり。前述の如く勞賃は生産力に接近する傾向ありと雖も、近づきては離れ、離れては又近づくものなるか故に、勞賃と生産力との間には多くは幾分かの間隔あるへし。此間隔は雇主の餘分の利潤を成す。此餘分の利潤の額、其取得及び使用に關して評論すべき場合種々あり。

第一 企業者の勞働者に對する懸引威勢が強く、且其報恩思想が弱き場合に於て、彼は勞働者に其生活基準を辛ふして支ふるに足るの勞賃を與へて、大なる餘分利潤を得、之を全然自己の所得と爲し、其財産増殖の手段に供するに止まることあり。此行爲は縱使法律上は違法に非ず、又私經濟上最も巧慧なる方法と謂ふべきも、道德上並に社會經濟上不正不當と謂ふべきものなり。近世勞働問題の發生は多くは之に原因す。

第二 企業者の勞働者に對する懸引威勢は強けれども、其報恩思想は更に強き場合に於て、彼は勞働者に其生活基準以上の勞賃を與へ、餘分利潤の一部は自己の所得とすれども、其他は勞働者

の利福に向ての公私の施設に齟齬することあり。斯の如き場合は輒近社會主義者及び労働組合主義者の往々舊型又は偽善として排斥する所なれども、地方の状況に由り、又は職業の種類に由りては、斯の如き型を適當とする場合少からざるか故に、斯く一概に非難すへきに非ず。

第三。企業者及び労働者の兩階級が各々團結して、互に懸引威勢を張ることを勉むる場合に於て、勞賃は此威勢の何れに強きかに従ひて、或は低く定まり或く高く定まる、詳言すれば、企業者の懸引威勢強ければ生活基準に近く定まり、労働者の懸引威勢強ければ生産力に近く定まる。此事は學説として余が既に第五節に批評したる所なるか、歐米の大規模なる工業の一部に於て此學説の指示する如き事實か幾分か行はるゝを見る。即ち企業者は企業者聯合を作り、労働者は労働組合及び其聯合を作り、兩々相對峙して懸引威勢を張ることに熱中し、勞賃は各企業者對各労働者の個人契約に依らずして、所謂合衆協約に依りて之を定む。但し協約の成立せざる場合に於ては、同盟罷業、怠業、工場閉鎖の如き忌むべき労働爭議が繰返されて、此方法の利益の大部分を犠牲に供すること有るは、甚だ遺憾に堪へず。蓋し其根本的缺點は兩階級が互に利害を異にする階級なるかの如く誤想し、社會主義者等の主張する階級闘争たる皮相的片面的謬見に迷はされて實は此兩階級を融合一致せしむべき大理想即ち相互的並に對國家的報恩思想なる者あるを忘れたるに在るなり。此理想は余が拙著「經濟と道德」に於て詳述したる所なるを以て茲に亦贅せず。

以上述べたる如く雇主の餘分利潤の額、其取得及び使用に關し評論すべき重なる三場合あり。而して尙此等三場合に似寄りたる幾多の場合を擧げ得へしと雖も今弊を避けて茲には述べず。要するに雇主階級の利己心か少くとも其徳義心と並行して昂上したらんには彼等は勞賃を成るべく生産力に近く定めて、勞働者に向ては大なる餘剩を與へて、一は以て勞働爭議を未萌に防ぎ、一は以て勞働者の生産力を上進せしめ、之に由りて雇主自身も亦少なからざる餘分の利潤を得べく、而して更に此利潤の一部を以て公私の勞働者利福の施設に贖出せば、勞働者の生産力は爲に増加し、雇主は更に之に向て勞賃を増給し、而も彼自身は更に多くの利潤を得べきなり。夫れ斯の如くなれば兩階級の利益は一致して、且共に増進すべきは火を賭るより明なりとす。

余は本節の始めの部分に於て、限界生産力説を批評するに方り、生産物の價額の中に就て、其何れの部分か土地、資本又は勞働の生産力に歸すべきかを正確に測定するは不可能なりと述べたり。然るに其後に於ては屢々勞働の生産力なる語を反覆したるか故に、讀者は或は余の矛盾を怪むならむ。然れども余は唯正確に測定する能はずと述べたるのみ。且前文は地代及び利子に對する勞働の分前を論じたりとも後文に於ては、地代及び利子を除外して、主として利潤との關係に就て述べたるものなり。蓋し實際に於て、企業者か其利潤を測定するに方りては、生産物の賣上げ價格より、第一に他人より借入たる生産用の土地の地代、他人より借入たる資本の利子及び勞働者に支拂ひたる勞賃を控除するを常とす。此殘高は通常謂ゆる利潤なれども正確に言はざ、自

己所有の土地及び資本にして實際生産用に供せられたるものおらは、其(1)地代及び(2)利子に相當する額を生産費中に計算すべきは正當なり。其他(3)企業者自身か設計支配監督等の勞務を親ら爲したる場合には、之に對する報酬(即ち勞賃の一種)を同様の計算中に入れざるへからず。(4)生産用に使用したる流動及び固定資本の減價銷却積立金、(5)不慮の損失の危險に對する積立金の如きも亦之に同し。斯の如く通常謂ゆる利潤より前記五項の費目を控除して尙ほ殘餘あらは、是れ眞の利潤と謂ふべく、而して此中には場合に由りて、更に(6)獨占的利益、又は(7)僥倖利得を含むことあり。前者は獨占業の場合に於ける利益にして、後者は或る偶然の事件及び機會に際會して得る所の意外の利得なりとす。此兩者は總の場合に常に有るものに非ざるは固より論なし。而して若し以上七項を悉く控除して猶ほ殘餘あらは、是れ即ち或學者の謂ゆる純利潤にして、一に personal rent と呼ばれ、企業者の優秀なる企業的才能に基づく餘剩收入なりと思考せらる。是れ恰も現在耕作せらるゝ最劣等の土地に地代なきか如く、現在生産に従事する最劣等の企業者には此餘剩收入あることなし、其人的地代の名稱あるは之か爲なり。

余か第三節に論評したる勞働生産力説は勞賃を以て餘剩收入なりと爲すものなれども、茲に述べたる所は純利潤を以て餘剩收入と爲す、而して余は此説の是なるを信するものなり。

利潤と勞賃との關係は果して前述の如しとすれば、企業者か其雇傭勞働者の生産力を、種々の方法手段に由りて之を概測し之に相應する勞賃を定むることは決して不可能に非ず。例へば期間

給(例へは日給週給月給の類)を改めて受負給(仕事高に應ずる給料)となし、個人受負を改めて総合受負となし、期間給に附加して精勤賞を與へ、受負給に附加して優等品の生産に對する賞金、原料節約に對する賞金等を與へ、又は滑準勞賃(sliding scale)利潤配分等の方法を採用するか如きは、畢竟企業者が勞働者の生産力を概測して之に相應せる勞賃を定むるか爲に外ならざるなり。

然れども、如何に善良なる方法も、之を施す人又は之を施さるゝ人に徳義心を缺く時は、決して良好なる効果を奏するものに非ず。前掲の勞賃支拂及び勞賃増給の諸方法か却て社會主義者勞働組合主義者等より非難せられ、勞働者も亦之を喜はずして平凡なる期間給を要求し、「勞賃は宜しく生産方に相應す可し」との眞理を自から破るの自家撞着に陥るもの多きは、其罪獨り勞働者の側にのみあらざるを余は信せんと欲す。彼の受負法か勞働者を過勞に陥らしめ、而かも勞賃の程度は最熟練者に向て辛ふして生計維持の資を供するに過ぎざる場合は歐米大都會に於て常に目撃する所なり(sweating system)。利潤分配の如きも有名無實に陥り、却て勞働者より之か廢止を要求せられたる場合尠なからず。是れ他なし、企業者が徒らに羊頭を掲げて狗肉を賣るの陋態を改めざるか爲のみ。勞働の生産力に相應する勞賃を始より潔よく與ふるを回避して、僞計僞善を繰返すか爲のみ。古人謂はすや、人に在り法に在らずと、然り、羅馬法は拉丁語と共に死文となれり。百の社會政策も、千の勞働保護法も、徳義心乏しき雇主及び勞働者に向ては沐猴の冠のみ。故に余は反覆す、曰く人に在り、法に在らずと。(畢)